

令和4年10月31日	
担当課	公営企業局企画管理課
所属長	木屋 智孝
電 話	06-6489-7402

不適正な時間外勤務申請をした職員の処分（措置）について

1 被処分（措置）者及び処分（措置）内容

- (1) 公営企業局 係長
停職5日（地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号）
- (2) 公営企業局 課長
口頭厳重注意（尼崎市職員の訓戒等の措置に関する要綱）

2 処分（措置）年月日

令和4年10月31日

3 処分（措置）の概要

被処分者は、平成30年に実態のない時間外勤務申請を行い、時間外勤務手当を不適正に受給したことについて戒告処分を受け、適正な申請方法を指導されたことがありながら、令和4年5月から8月にかけて合計23回、9時間42分、実際に勤務していない時間について時間外勤務を申請し、時間外勤務手当34,340円を不適正に受給した。

こうした行為は、組織の秩序に大きな影響を与える規程違反であり、職務上の義務違反に相当する行為であるものと判断し、地方公務員法に基づく懲戒処分を行った。

なお、被処分者は不適正に受給した時間外勤務手当を既に返納している。

また、被処分者の上司であった被措置者については、被処分者の時間外勤務手当の不適正受給を看過し、管理監督者として職務上の注意義務を十分に果たしていたとは言い難いことから、尼崎市職員の訓戒等の措置に関する要綱に基づく口頭厳重注意を行った。

以 上